

(中核市の特例)

第二十五条 生活保護法施行令第十二条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が生活保護に関する事務を処理する場合においては、第六条中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第七条中「市町村」とあるのは、「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第十条 第二項、第四項及び第五項に限る。）、第十条の六（第二項に限る。）から第十二条まで、第十四条第三項及び第四項に限る。）、第十八条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と読み替える「中核市の市長」と読み替えるものとする。

（保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部改正）

第二条 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和三十二年厚生省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条 生活保護法施行令第十二条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が生活保護に関する事務を処理する場合においては、第六条中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第七条中「市町村」とあるのは、「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第十条 第二項及び第四項に限る。）、第十条の六（第二項に限る。）から第十二条まで、第十四条第三項に限る。）から第十八条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と読み替えるものとする。

(傍線部分は改正部分)

		改	正	後	
					(指定の申請)
	第三条 (略)				(指定の申請)
2	前項の規定による指定申請書の提出は、同時に生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく指定医療機関の指定又は同法第四十九条の三第一項の規定に基づく指定の更新を受けようとするときは、様式第一号の三により行うものとする。	2	前項の規定による指定申請書及び書類の提出は、当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局（以下「地方厚生局等」という。）の分室がある場合においては、当該分室を経由して行うものとする。 (指定の変更の申請)	3	前項の規定による指定申請書及び書類の提出は、当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局（以下「地方厚生局等」という。）の分室がある場合においては、当該分室を経由して行うものとする。 (指定の変更の申請)
2	第三条第三項の規定は、前項の指定変更申請書及び書類の提出について準用する。 (保険医療機関及び保険薬局に関する届出)	2	第三条第三項の規定は、前項の指定変更申請書及び書類の提出について準用する。 (保険医療機関及び保険薬局に関する届出)	2	第三条第二項の規定は、前項の指定変更申請書及び書類の提出について準用する。 (保険医療機関及び保険薬局に関する届出)
第八条 (略)		第八条 (略)		第八条 (略)	
3	前二項の場合において、同時に生活保護法第五十条の二の届出を行おうとするときは、前二項の規定による届出に係る書面にその旨を付記しなければならない。	3	前二項の規定による届出は、当該保険医療機関又は保険薬局の所在地を管轄する地方厚生局等の分室がある場合においては、当該分室を経由して行うものとする。 (指定の辞退の申出)	3	前二項の規定による届出は、当該保険医療機関又は保険薬局の所在地を管轄する地方厚生局等の分室がある場合においては、当該分室を経由して行うものとする。 (指定の辞退の申出)
第十一条 (略)		第十一条 (略)		第十一条 (略)	
2	前項の場合において、同時に生活保護法第五十一条第一項（同法第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の指定の辞退を行おうとするときは、前項の規定による申出に係る書面にその旨を付記しなければならない。	2	前項の場合において、同時に生活保護法第五十一条第一項（同法第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の指定の辞退を行おうとするときは、前項の規定による申出に係る書面にその旨を付記しなければならない。	2	前項の場合において、同時に生活保護法第五十一条第一項（同法第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の指定の辞退を行おうとするときは、前項の規定による申出に係る書面にその旨を付記しなければならない。